

令和7年度 吉川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度吉川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	31,889	戸
(2) 年間総配水量	7,582,000	m ³
(3) 一日平均配水量	20,772	m ³
(4) 主な建設改良事業		
配水改良事業	573,673	千円
施設更新事業	495,693	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入		
第1款 水道事業収益		1,867,102	千円	
第1項 営業収益		1,603,274	千円	
第2項 営業外収益		263,817	千円	
第3項 特別利益		11	千円	
	支	出		
第1款 水道事業費用		1,639,874	千円	
第1項 営業費用		1,584,899	千円	
第2項 営業外費用		48,705	千円	
第3項 特別損失		5,270	千円	
第4項 予備費		1,000	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額359,504千円は、当年度分消費税資本的収支調整額84,227千円、過年度分損益勘定留保資金221,326千円及び減債積立金53,951千円で補てんするものとする。)

	収	入		
第1款 資本的収入		930,728	千円	
第1項 企業債		781,000	千円	
第2項 国庫補助金		44,962	千円	
第3項 分担金		82,500	千円	
第4項 工事負担金		21,205	千円	
第5項 固定資産売却代金		1,061	千円	
	支	出		
第1款 資本的支出		1,290,232	千円	
第1項 建設改良費		1,115,228	千円	
第2項 企業債償還金		175,004	千円	

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	南配水場高圧受電盤他更新事業	416,130 千円	令和7年度	41,613 千円
				令和8年度	166,452 千円
				令和9年度	208,065 千円
		会野谷浄水場次亜注入制御盤他更新事業	280,500 千円	令和7年度	28,050 千円
				令和8年度	112,200 千円
				令和9年度	140,250 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
料金徴収・浄水場運転監視等業務委託事業	令和7年度から令和12年度まで	1,050,022 千円
定期清掃業務委託事業	令和7年度から令和11年度まで	4,060 千円
上下水道料金システム及び企業会計システム更新	令和7年度から令和13年度まで	113,862 千円
水道料金収納代行業務委託事業	令和7年度から令和9年度まで	9,944 千円

(企業債)

第7条 企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水改良事業	288,700 千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するところによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
施設更新事業	492,300 千円			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 103,959 千円
- (2) 交際費 30 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和7年2月25日提出

吉川市長 中原恵人